

## 5-7 PCB使用電気機器の取り扱いについて

PCB（ポリ塩化ビフェニール、Poly Chlorinated Biphenyl）使用電気機器の使用及び保管について、法令で次のように取り扱いを行う必要があります。

- 1 PCB使用電気機器の使用禁止
  - 1) 電路に施設することの禁止。
  - 2) 従来からの使用中の機器を移設・使用の禁止。
- 2 使用済みPCB使用電気機器の保管の義務
  - 1) 使用済みPCB使用電気機器及び廃油または汚染物等は、「特別管理産業廃棄物」の対象となるため、法に従い生活環境の保全上支障のないように保管すること。
  - 2) 保管は、保管施設により行い汚損廃棄物が飛散し、流失し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
  - 3) 保管施設には、他のものと隔離し小動物や昆虫等が発生しない様周囲に囲いをし「特別管理産業廃棄物」であること及びその種類を明示すること。
- 3 PCB使用電気機器の処理
 

環境省等で定める「特別管理産業廃棄物処理業者」に委託し、みだりに廃棄物を投棄しないこと。
- 4 PCB使用電気機器の管理責任者及び管理台帳の整備
 

環境省又は厚労省が定める資格者（厚労大臣が認定する講習を修了した者）または同等以上の知識を有すると認められるものを置くこと。
- 5 PCB微量含有試験
 

PCBの比重は、その絶縁油より少し重い。したがって対象機器が休止中の場合、その機器の上部から採油する場合と、変圧器の運転中に下部のバルブコックから採油する場合と測定結果が少し異なる場合があるが、「絶縁油中PCB濃度」 $0.15\text{mg}/\text{kg}$ のPCB廃棄物判定基準の微妙な範囲には影響が少ないと思われる。
- 6 その他
 

PCB取り扱いに関し、詳細の取り決め・法令等があります。

2016年9月から更に厳しく、罰則規定も加わります。

詳しくは、下記のホームページで是非 検索・確認してください。

2016年8月現在、大阪府のガイダンスにその概要が示されています。

次ページの大阪府の資料及び大阪府のホームページを確認してください。

大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課調整グループホームページ  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshohido/pcb/index.htm>  
 環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/>  
 各「都道府県PCB」から検索できます。例：「兵庫県PCB」で検索。